

教育支援者・ボランティア等の

学校教育ハンドブック



吹田市教育委員会
吹田市立教育センター

本市は、「^{いのち}生命かがやき ^{あす}未来を拓く 吹田の教育」を基本理念として学習活動や学校・園運営、地域連携等の改革に取り組み、「地域に根ざした質の高い公教育の創造」に努め、次世代を担う子どもたちに困難に打ち克つてくじけない「知」「徳」「体」の調和の取れた「総合的人間力」の育成を目指しています。これは、学校だけでなく、家庭や地域との連携によって子どもたちの中に根付き、育つものであると考えています。

現在、市内の小・中学校においては、子どもたちの学習活動や学校生活の場面で、地域の方々、保護者の皆様をはじめ、学生ボランティア、外部指導者、学習支援者などたくさんの方の支援を頂きながら教育活動を進めています。

この心得は、学校教育に携わっていただくにあたって、子どもたちが安心して学校生活を送るために、個人情報保護や人権上の配慮はもとより健康安全面など、指導者、支援者として、皆さんが身近な手本として十分気をつけていただきたいことを中心にまとめていますので、十分理解した上で活動してください。

教育活動への皆さんの支援が、一人ひとり輝く個性を持った「かけがえのない存在」である子どもたちの健やかな成長につながりますよう。よろしくお願いします。



個人情報の保護について

学校には、教育活動を通じ児童・生徒、保護者等に関する様々な個人情報が蓄積されており、教職員や指導者はこれらの個人情報を取り扱う場面が頻繁にあります。個人情報を意図的に漏洩した場合は、刑事上の罰則の対象となります。仮に、過失で流出させた場合でも、学校に対する信用を大きく失墜させ、場合によっては民事上の「損害賠償請求」等の対象となるなど、重大なプライバシーの侵害となります。教職員や指導者は、重要性を充分認識し、個人情報を取り扱う場合、守秘義務の遵守も含め細心の注意を払う必要があります。

<個人情報とは>

個人情報とは、個人に関する情報であつて特定の個人が識別され、又は識別され得る情報のすべてをいいます。「氏名」「住所」「生年月日」はもとより、「家族構成」「職業」「学歴」「出身」「収入」など、個人に関する広範囲な情報をいいます。また、当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することにより、当該個人を識別できる情報も個人情報となります。

<個人情報の「収集」>

- 不必要な個人情報は収集しない。
- 収集が必要な場合は、学校長と相談した上で、利用目的を明確にし、それを通知公表した上で収集する。
- ※ 個人情報は、収集した段階から収集者に「個人情報保護の責任」が生じます。



<個人情報の「管理」>

- 収集した個人情報は適正に管理・保管する。
(サーバーでの一括管理、施錠できる場所に保管、持ち出し厳禁等)
- 収集した個人情報は目的外に使用しない。
※ 各校に、個人情報管理の校内規定がありますので確認ください。

<個人情報の「廃棄」>

目 目的使用後、紙媒体はシュレッダー等で、FD等電子媒体についてもデータを消去するなど、確実に廃棄処理を行ってください。

体罰の禁止について

教職員や指導者等はいかなる理由にせよ、児童・生徒への体罰行為は絶対に許されません。「**愛のムチ**」指導は存在しません。体罰は、指導者としての指導力の未熟さを露呈しているもので、教育的効果が期待できないばかりか、児童・生徒の心身に悪影響を与え、むしろ指導を困難にします。また、暴力行為を肯定する気持ちやいじめを容認することにもつながります。

体罰は、ほとんど指導者が自分自身を律することができないことにより起因しています。すべての指導者が、人権意識を高めるとともに指導力を向上させることが体罰防止につながると思います。

<関係法令>

○ 学校教育法（体罰の禁止）

第 11 条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

○ 刑法（傷害）

第 204 条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（暴行）

第 208 条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

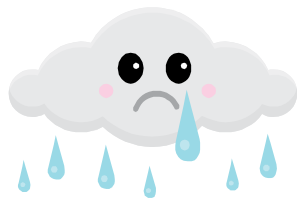


子どもの虐待防止について

子どもの虐待とは、親又は親に代わる保護者が、「子どもの心身を傷つけ、子どもの健全な成長発達を妨げる行為」をいいます。子どもの虐待は「しつけ」の名の元に行われることが多く、あくまでも子どもの視点立場で観察判断することが重要です。児童福祉法及び児童虐待防止法では、虐待を受けていると思われる子どもを発見した者は、福祉事務所または児童相談所に通告することを義務づけています。

<虐待の種類>

- ☆ 身体的虐待
- ☆ 性的虐待
- ☆ ネグレクト（育児放棄）
- ☆ 心理的虐待



<虐待発見のポイント>

次のような「子どもの不自然さ」を感じたら、**担当の教員等に情報の提供をお願いします。**たとえ、事象が誤りであったとしても、責任はいつさい問われません。周りの人が虐待に気づくことが、子どもや家庭を救うことにつながります。

- ◇ 不自然な傷
- ◇ 不自然な服装（汚れ等）
- ◇ 不自然な表情
- ◇ 不自然な態度
- ◇ 不自然な言動

（極端な甘え、教室から離れる、乱暴な言葉遣い理由のはっきりしない欠席・遅刻・早退等）



児童・生徒へのセクシュアル・ハラスメント防止について

教職員や指導者等が、児童・生徒や関係者を不快にさせる「性的な言動」を、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）といいます。セクハラは、児童・生徒の心身を深く傷つけるとともに、その後の成長過程においても影響を及ぼす重大な人権侵害です。

学校においては、教職員等と児童・生徒の立場の違い、すなわち大人と子ども、指導する者と指導を受ける者という力関係が、セクハラが発生及び潜在化する大きな要因になると考えられます。

高い人権意識を持ち、**セクハラを許さない**校内体制の構築と児童・生徒が自らの意思を表明できる力の育成が必要となります。

※「性的な言動」とは、性的な関心や欲求による言動をさし、性による役割をすべきとする意識に基づく言動も含まれます。

<防止にあたっての基本的な視点>

- 「親しさの表現」「励まし」などが動機であっても、相手を不快にさせる場合があることを認識する。
- セクハラであるかどうかは、相手がどう受け止めたかであり、相手から明確な意思表示がない場合も多いことを認識する。
- 児童・生徒の日常の行動の変化を的確に把握することにより、内面の状況を理解するように努める。
- 日常生活のあらゆる場面において、児童・生徒との信頼関係の醸成に努めるが、個人的に、児童・生徒と電話番号・メルアドの交換はしない。

<スクール・セクハラになりうる言動の例>

- ☆ 容姿を話題にしたり、必要がないのに身長や体重等を聞いたりするなど、身体の成長やその特徴等に関する話をする。
- ☆ 性に関する事や異性関係に関する事等を話題にしたり質問する。
- ☆ 児童・生徒の身体に不必要に触れる。
- ☆ 不要な電話をしたり、メールを送ったりする。
- ☆ 本人に黙って写真を撮る。
- ☆ 男女の性別によって、行動や係等の役割分担を決めつける。

<すべての学校に、セクハラ相談窓口を設けています>

吹田市では、セクハラを受けたと感じた児童・生徒がすぐに相談できるよう、すべての学校に相談窓口を設けています。また、吹田市立教育センターでも相談を受け付けています。

熱中症予防、けが・トラブルへの対応について

熱中症にはいくつかの病型がありますが、重症である熱射病をおこすと、適切な処置がおくれた場合、死亡に至ることもあります。

学校における熱中症死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるもので、それほど高くない気温（25～30度）でも湿度が高い場合に発生しています。暑い中では体力の消耗が激しく、トレーニングの質も低下し、効果も上がりません。正しく理解し、学校の管理下で起こる熱中症による事故を予防しましょう。

<こんなときは要注意！>

- 高湿度、急な温度上昇などには要注意！

気温が高いと熱中症の危険が高まりますが、それほど気温が高くなくても湿度が高い場合は発生します。また、梅雨明けなど急に暑くなり、体が熱さに慣れていないときに多く発生します。

- 肥満傾向の人、体力に自信のない人、暑さに慣れていない人、体調の悪い人は要注意！

- ランニング、ダッシュの繰り返しには気を付けて！

※ 応答が鈍い、言動がおかしいなどがある場合には重症の熱射病を疑って対応してください。



<熱中症の予防について>

- ☆ 環境条件に応じて運動する

- ・ なるべく涼しい時間帯に運動を行うようにし、運動が長時間にわたる場合には、こまめに休憩（30分1回程度）をとりましょう！

- ☆ こまめに水分を補給する

- ☆ 暑さに慣らす

- ・ 暑さに慣れるまで、短時間で軽めの運動から始めましょう！

- ☆ できるだけ薄着にし、直射日光は帽子で避ける

- ☆ 暑さに弱い人には特に注意する

- ・ 暑さへの耐性は、個人差が大きいことを認識しましょう！



<活動中のケガやトラブル等への対応について>

- （部）活動中に、児童・生徒のケガやトラブル等が発生したときは、すぐに職員室に連絡し、教員等の応援を求めそのときの状況を正確に伝えるなど複数で対応して下さい。

- 小さなケガやささいなトラブルと思われることでも、一人で判断せず、必ず担当の教員等に報告してください。

- ボランティア活動にあたっていただきみなさんには以下のような内容の保険が適用されます。通院・入院が必要な事案が起きたときは必ず学校に申し出てください。

〔補償内容（最高額）〕 死亡・後遺障害…1000万円 入院…4000円 通院…1500円

〔賠償責任（最高額）〕 対人対物共通…2億円／事故（免責なし）

〔補償となる事故〕 学校園で教科・領域、部活動、その他教育活動における学校支援活動に従事している時に発生した事故 自宅からの通通勤上の事故

子ども理解と発達障がいについて

発達障がいは、脳機能の発達に関係する障がいです。発達障がいのある子どもは、他人との関係づくりやコミュニケーションなどがとても苦手ですが、優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくい障がいです。発達障がいの人たちが個々の能力を伸ばし、社会の中で自立するためには、子どものうちからの「気づき」と「適切なサポート」、そして発達障がいに対する私たちの理解が必要です。

<どのようなものがあるか> 診断は専門家に！

- LD

学習面でつまづきが見られます。特定の事だけに著しく苦手な面が現れる場合もあれば、複数の事に現れる場合もあります。「読む」「書く」「計算する」「聞く」「話す」「推論する」その他、集団適応、対人関係、運動面で見られることもあります。

- ADHD

多動、衝動性タイプと不注意タイプがあります。（混合型もある）

- ・ 注意や集中力を持続するのが苦手
- ・ 「つい」席を立ってしまう
- ・ 話を最後まで聞けず、他のことが気になってしまう
- ・ 会話やゲームに割って入る 等

- ASD（広汎性発達障がい等）

「社会性」「コミュニケーション能力」「想像力」の三つの領域における困難を伴う場合が多く、知的な遅れを伴わないものに「高機能自閉症」「アスペルガー症候群」があります。感覚の課題（過敏・鈍感）や急な予定変更に対するパニック、こだわりの強さや人の表情・感情の読み取りの難しさなどがあります。

<一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を>

- ☆ 指示やルールは簡潔、明確にします。
- ☆ 言葉の指示と文字、絵、写真等の視覚的支援も同時に利用します。
- ☆ 適切な対応の方法や選択肢を提示します。
- ☆ よいところをたくさんほめます。
- ☆ 集団との関わりの中で支援し、よいところをたくさんほめます。

<指導のポイント>

- ◇ 強制や強い叱責は逆効果です。
- ◇ 衝動的な行動に巻き込まれてはいけません。
- ◇ 「あとで」には、必ずあとで対応します。
- ◇ 反抗ではないことを十分に理解しておきます。



子ども理解と生徒指導について

小学校では、いじめ・不登校・学級崩壊等、中学校では、喫煙、暴力、器物破壊等の問題行動、不良行為を目にする場面があると思われます。今日の社会の急激な変化、価値観の多様化により、子どもの生活や意識が根底から揺ぎ、問題行動、不良行為の要因も複雑化し、対応が困難になってきています。個々の子どもの課題に正対していくためには、学校が組織として生徒指導体制を確立するとともに、学校、家庭、地域が連携協力し、それぞれの役割・責任を十分に果たしていかなければなりません。チームプレイとしての対応が大変重要ですので、個人で判断、対応せず、「報告」「連絡」「相談」を徹底しましょう。

子どもにとっての身近な先輩として

子どもにとって皆さんは、常に**お手本となる存在**です。TPO（時・場所・場合、機会）に応じた服装、他者へのあいさつ・心遣い、仕事・役割への責任感等、子どもたちは、皆さんの言動、態度にいつも注目しています。今日、子どもたちの道徳性が希薄になっているともいわれていますが、子ども社会は大人社会の反映です。子どもの価値判断は、大人が多大な影響を及ぼしています。子どもたちが社会で生きていく上で、身につけておくべき道徳性やその実践力についても、身近な大人を見習うことで、自然に定着するよう導いていきたいものです。学校の教育活動は、すべてが道徳教育（心の教育）の場です。皆さんの責任ある言動、他者を思いやる実践態度等により、子どもたちが健やかに成長していくよう支援に努めましょう。

人権を尊重した学習活動を行うために

吹田市では平成12年（2000年）に「人権尊重の社会をめざす条例」を定め、人権教育を進めており、平成15年（2003年）に「人権教育を推進するための指針」を策定し、学校における人権教育を積極的に推進しています。

しかしながら、依然として人権が侵害される事象が後を絶たない状況です。人権感覚豊かな児童・生徒の育成、差別を許さない、人としての優しい思いやりを持つ子どもたちに育てることは、教育に携わる者として、最も重要なことの一つといえるでしょう。

学校教育の中でのさまざまないじめ問題を含め、隠れた差別に気づく感性を磨き、人権教育を進めていただきたいと思います。

今日、取り組むべき人権課題としては、同和問題、女性問題、性的マイノリティーに対する差別、障がい者、高齢者、外国人差別、HIV感染者、ハンセン病患者及び回復者、犯罪被害者やその家族の問題、野宿生活者、アイヌ民族等少数民族問題などさまざまな課題があります。また、今日的課題としても新たな差別問題が起こりうる状況があります。

これらのことを踏まえ、児童・生徒の心の痛みに気づき、互いの人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚を身に付けるよう自己研鑽を積み、教育活動や日常生活場面で言動の中に潜む決め付けや偏見がないか、一人ひとりを大切にしているかを繰り返し点検し、自らの人権意識を絶えず見直す必要があります。

人権が尊重される潤いのある豊かな学校を創造するため、共に歩んでいきましょう。



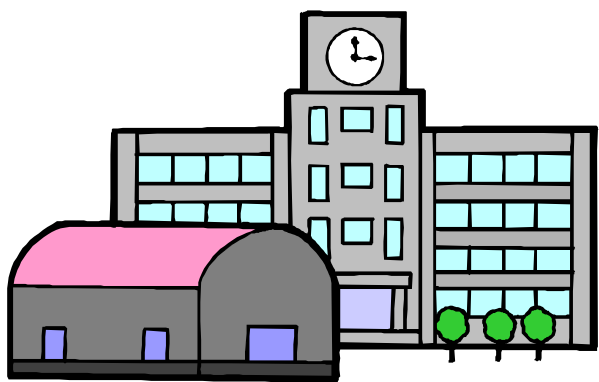
人権侵害事象が起こったときの対応について

今日の社会では、残念ながら、人権問題に対する無理解や認識不足から部落出身者や障がい者・外国人等、他の人の人権を侵害する「発言」「落書き」などが生起しています。日頃から、自分自身の人権感覚を磨き、アンテナを高くし、子どもたちを見守ってください。

そして、学校に関わる中で、人権侵害（差別）事象に遭遇することがあるかもしれませんが、自分自身の人権感覚として、「これはおかしい」と感じたときには、その場で指摘した上で、一人で解決しようとするのではなく、見聞きした事実をできるだけ早く、**校長・教頭や教職員に必ず連絡**してください。

その際、以下の点に留意してください。

- どんな小さなこと、些細なことも放置しないこと。
- 人権侵害を受けた人の痛みや思い、願いを大切にすること。
- 人権侵害（差別）事象が起こったときの状況（差別行為者、同席者、事象の内容等）を正確に報告すること。
- もし、その事象が落書きの場合は、他の人の目にふれないように紙などで覆いながら現場を保存すること。



◆参考文献等◆

- ・「不祥事予防に向けて」自己点検《チェックリスト・例》
大阪府教育委員会
- ・「学校・園における個人情報取扱いマニュアル」えっ！こんなことまで！
吹田市教育委員会
- ・「かけはし」生徒指導のためのガイドライン
吹田市教育委員会
生徒指導主事会
- ・「熱中症を予防しよう」 知って防ごう熱中症
文部科学省
日本スポーツ振興センター
- ・「子どもたちの輝く未来のために」児童虐待防止のてびき
大阪府教育委員会
- ・「LD、ADHD、高機能自閉症、アスペルガー症候群の理解と支援について」
大阪府教育委員会
- ・「講師やボランティア等みなさんが教育活動をすすめるための心得」
茨木市教育委員会
- ・特集「発達障害って何だろう」
政府広報オンライン

発行日：平成27年4月改訂
発行：吹田市教育委員会
吹田市立教育センター